大熊町復興事業課特記仕様書（案）

工 事 番 号：　　第　　号
路　線　名：
工　事　名：
工事施工箇所：

1　本工事の施工にあたっては、福島県土木部「共通仕様書 土木工事編」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

2　第２章～第６章、第８章及び第１３章～第１７章が適用される場合は、具体の内容を、福島県福島県土木部技術管理課ホームページに掲載しているので、必ず確認すること。
※　福島県ホームページ＞組織でさがす＞福島県土木部技術管理課＞特記仕様書

3　本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

4　本工事の施工にあたって、資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

5　設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

6　設計変更に係る業務の円滑化を図るためのツールとして「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）※」（福島県土木部）を活用すること。
※福島県土木部技術管理課ホームページ参照

大熊町復興事業課

□第１章　一般共通事項

☑１　下記の規制区域に該当するため、監督員と協議のうえ、関係官公庁に対して緊密な連絡をとり、協調を保つものとする。許可関係等がある場合には、監督員と協議のうえ、着手するものとする。

１）国有・民有保安林	□有	□無
２）鳥獣保護区域	□有	□無
３）国立・県立公園区域	□有	□無
４）鉄道近接区域	□有	□無
５）その他（帰還困難区域　　）	☑有	□無

□２　施工区域内の地下埋設設備の確認について

受注者は、当該工事を実施するにあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱 第５章 埋設物（共通仕様書 土木工事編Ⅲ）」を遵守し、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認の後に着手すること。

□３　福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係　　□有　・　□無

有の場合は、監督員と施工方法、施工時期、保護対策等について綿密な打合せを行うこと。

□第２章　フレックス工事

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる工事である。

□第３章　準備期間確保工事

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（〇〇日間）内に着工日を任意に設定できる工事である。

☑第４章　情報共有システム

（本章はすべての工事に該当する）

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は、受注者の希望により、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム運用の対象とすることができる。

情報共有システム運用を希望する場合は、事前に受発注者間の協議を行った上で活用の有無を決定する。

☑第５章　労働者確保に関する積算方法の試行工事

（本章はすべての工事に該当する）

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

☑１　労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：＿＿＿＿％

現場管理費（率分）に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：＿＿＿＿％

☑２　労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舎の維持・補修に要する費用）の割合：＿＿＿＿％

現場管理費（率分）に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課）の割合：＿＿＿＿％

☑第６章　快適トイレの設置

（本章は災害復旧工事を除くすべての工事に該当する）

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

現場環境（工事期間、周辺環境、労働者配置状況等）を踏まえ、快適トイレを設置する場合は、事前に受発注者協議を行うこと。

☑第７章　週休２日確保モデル工事

（本章は災害復旧工事を除くすべての工事に該当する）

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は、「福島県土木部週休２日等工事試行要綱」に定める工事のうち、☑としている箇所の対象工事である。

□「週休２日確保モデル工事（発注者指定型）　　□月単位　　□通　期

□「週休２日確保交替制工事（発注者指定型）　　□月単位　　□通　期

☑「完全週休２日確保モデル工事（発注者指定型）

なお、「週休２日確保モデル工事（発注者指定型）」及び「週休２日確保交替制工事（発注者指定型）」において、発注者が「月単位の４週８休以上」を希望する場合、受発注者協議の上で変更することが出来る。

また、本試行対象外工事であっても、受注者が週休２日等の実施を希望する場合は、受注者協議の上で対象とすることができる。

☑第８章　建設キャリアアップシステム活用工事

（本章はすべての工事に該当する）

（※なお、実施要領は福島県土木部福島県土木部技術管理課ホームページ参照）

１　本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。

２　受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

☑第９章　総　　則

☑１　施工計画書

工程管理は工程表により行うものとする。

なお、施工計画書作成にあたっては、「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」（福島県土木部福島県土木部技術管理課ホームページ参照）を参考にすることができる。

□２　工事用地等の使用

□１）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿作業に係るヤードとして、別添「＿＿＿＿＿＿図」による土地を使用すること。（土地の使用は可能である。）

□２）使用にあたっての条件、制限等

□３　関連工事

１）工 事 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２）路河川名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿線・筋

３）施工箇所：＿＿＿＿市・郡＿＿＿＿町・村　大字＿＿＿＿字＿＿＿＿地内

４）注意・指示事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□４　支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　数量：＿＿＿＿

引渡時期：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

引渡場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□５　工事現場発生品

１）工事現場発生品及びその引き渡し場所は、下記のとおりとする。

発生品目：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

引渡時期：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

引渡場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２）従来施設の撤去により発生した＿＿＿＿＿＿は、＿＿＿＿＿＿材料として再使用するものとし、使用にあたってはあらかじめ監督員の数量検査を受けなければならない。

□６　建設副産物処理

□１）下記の建設副産物は、下記に示す方法で処理するものとする。ただし、施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の施設※

※　積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

□２）金属くずについては、簡単に分別可能であり、明らかにスクラップとして売却処分できるものについては、協議の対象とする。

□７　中間検査に関すること

１）以下の対象工事（工種）の「有」について中間検査を実施する。毎月の履行報告時に実施予定時期を報告すること。なお、①～④に複数該当する場合には、中間検査の回数について監督員と協議すること。

対象要件	対象工事 （工種）	実施時期	備考 （具体的な工種等）

①竣工検査時に確認困難な工事(工種)（足場、仮設を撤去すると現場に行けなくなる等。）	□有 ・ □無	・対象工種が完成してから足場、仮設等を撤去するまでの間。	
②不可視部の工事(工種)で２）に示すもの	□有 ・ □無	・不可視部の施工が完了、又は概ね完了した時。 ・鉄筋構造物については、配筋が完了、又は概ね完了した時。	２）に示す工事（工種）
③工期が１年以上となる工事。	□有 ・ □無	・協議による。	
④その他、発注者が必要とする工事(工種)	□有 ・ □無	・製作、仮組みが完了した時。 ・その他、発注者の指示による。	３）に示す工事（工種）

注１）監督員は、有無に○印を付けるとともに、備考に工種を記入すること。
また必要に応じ実施時期を修正すること。

２）②不可視部の工事（工種）とは次のものとする。

□杭基礎、□場所打杭、□深礎杭、□ケーソン基礎、□地盤改良
□捨石均し、□被覆・根固め均し、□井筒潜函基礎、□山腹基礎床掘
□上層路盤（1,000m2 以上の工事）
□現場打ちのボックスカルバート、擁壁（鉄筋 Co）
□橋台・橋脚、□現場制作ＰＣ橋、□床版
□水門・樋門
□ブロック製作、ケーソン製作
□覆工 Co の前段工事
□その他【　　】

３）④その他、発注者が必要とする工種（工事）とは次のものとする。

□桁の仮組立
□水門扉、□可動堰、□スノーシェッド、□ポンプ施設、□除塵機、□桟橋
□堰堤（Co、盛土）
□堰（工場制作）、ラバーダム
□地盤変動等の影響が予想される掘削
□仮橋、路面覆工(一般交通に供し、指定仮設として設置されるもの)
□仮堤防（本堤防と同等の機能を求める仮堤防）
□その他【　　】

□８　監督員による確認及び立会等

監督員による検査及び立会は、共通仕様書によるもののほか下記のとおりとする。

検査及び確認事項	工種・箇所等	段階(確認時期)	備　考

□９　施工管理

管理基準等については共通仕様書によるが、下記の工種については下記の規格値等で管理するものとする。

□１）出来形管理

工　種	測定項目及び規格値	測定基準	測定箇所

□２）品質管理

工種及び種別	試験項目及び試験方法	規格値	試験基準等

□３）写真管理

工　種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度

□ 10　コンクリートの圧縮強度試験

「共通仕様書 土木工事編Ⅱ」の「品質管理基準及び規格値」における「１セメント・コンクリート」によるもののほか、下記の構造物に使用するセメント・コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢 28 日圧縮強度試験は公的試験機関で実施すること。

構造物名	コンクリートの品名等	摘　　要

□ 11　用地取得及び支障物件

□１）工事区域内の用地確保（□　済　・□　一部未了　）

工事区域内に用地の確保が未了である場合は、監督員と緊密な連絡を保ち、解決に協力すること。

【用地取得見込時期】＿＿＿年＿＿月（□上旬　□中旬　□下旬）

□２）工事支障物件：　□有　・　□無＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【支障物件移転予定時期】＿＿＿年＿＿月（□上旬　□中旬　□下旬）

□ 12　工事の履行報告（工程会議）

工事着工後、履行状況については、毎月監督員に提出すること。

なお、休日の場合は、日程について監督員と協議すること。

□ 13　工事現場管理

交通誘導員の配置については事前に監督員と協議すること。

□ 14　作業工程

☑１）作業時間帯

工種または種別・細別	時間帯	規制方法	期間

帰還困難区域作業	9 時 00 分～16 時 00 分		

□２）帰還困難区域内での作業

本工事の＿＿＿＿＿は、「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準（平成 29 年 4 月 1 日以降に起工するものから適用）」（以下、「避難指示区域内積算基準」という。）により、労務単価（直接人件費、賃金）の補正を行う工事である。

労務単価（直接人件、賃金）については、本工事の契約期間中に避難指示区域の再編、又は「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 13 年 12 月 15 日人事委員会規則第 18 号）」の改正が行われた場合は、その内容により変更の対象とする。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離のある場合は受発注者間で協議を行うものとする。

・本工事での実作業時間：4 時間以上～7 時間以下

※実作業時間：現場での拘束時間から休憩時間等を差し引いた実際に作業できる時間をいう。

・本工事での区域：帰還困難区域（屋外）（従事時間≧4 時間）

□ 15　仮設

□１）指定仮設の有無　　□　有　・　□　無

□２）指定仮設

仮設物名	規格・寸法・構造	資料の有無	備考

□３）下記の仮設物は工事完了後も工事現場に存置すること。

仮設物名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　数量等：＿＿＿＿＿＿＿＿

存置期間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 16　工事における現場環境改善

当該工事で実施する現場環境改善は、下表の計上費目別に指定する項目数を、実施する内容から選択して実施すること。

計上費目	実施する項目数	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	（　）	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
現場環境改善（営繕関係）	（　）	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働者宿舎の快適化 ③ デザインボックス(交通誘導警備員待機室) ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等

現場環境改善 （安全関係）	（　　）	① 工事標識・照明等安全施設のｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	（　　）	① 完成予想図 ② 工法説明図 ③ 工事工程表 ④ デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ⑤ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥ 見学所（ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ）の設置及び管理運営 ⑦ パンフレット・工法説明ビデオ ⑧ 地域対策費（地域行事等の経費を含む） ⑨ 社会貢献

□ 17　工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を＿＿＿基設置すること。

□ 18　六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工事について六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（六価クロム溶出試験対象工種及び検体数）

工　　種	工　　法	配合設計段階	施工後段階
		検体	検体
		検体	検体

（タンクリーチング試験対象工種及び検体数）

工　　種	工　　法	検体数	備　　考
		検体	
		検体	

□第１０章　材　　料

□１　設計図書に指示されていない工事材料は下記の仕様による。

□１）一般資材

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考

※ 設計図書に規格等の明示のないものを記載する。

□２）再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

※ 再生骨材・再生アスファルト合材については、運搬距離４０㎞の範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、発注者と受注者が協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

□２　下記の工事材料については、受注者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料、見本等を事前に監督員に提出し確認を受けること。
また、工事材料のうち試験を行わなければならない材料は下記のとおりとする。

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考
				確認資料・見本 ・試験(　　)
				確認資料・見本 ・試験(　　)

※ 備考欄で種別を選択する。（試験のカッコ書きは試験方法を記入する）

□３　下記資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合又は調達地域内からの購入である場合においても設計価格と乖離がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資　材　名	規　　格	調達地域等

□第１１章　一 般 施 工

□１　建設発生土の処理

□１）他工事への流用：　□　有　・　□　無

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿　路河川名：＿＿＿＿＿＿＿＿

施工場所：＿＿＿市・郡＿＿＿町・村　大字＿＿＿字＿＿＿地内

運搬距離　＿＿＿㎞

□２）搬出先

受入場所：双葉　市・郡　大熊町　夫沢　字　中央台　地内　総合スポーツセンター

運搬距離　＿＿＿＿　㎞

なお、受注後、搬出場所や受け入れ費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。

搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

□２　他工事からの流用土

□１）他工事からの流用：　□　有　・　□　無

① 工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿　路河川名：＿＿＿＿＿＿＿＿

② 指定・施工場所：＿＿＿市・郡＿＿＿町・村　大字＿＿＿字＿＿＿地内

③ 運搬の有無： □ 有 ・ □ 無 （＿＿＿＿ｋｍ）

④ 品　　質：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品質の確認試験（＿＿＿＿＿＿）については、＿＿＿＿＿＿で実施する。

□３　購入土等

□１）購入土等の有無： ☑ 有 ・ □ 無

□２）購入土等の種類：□購入土 ・ □岩ズリ ・ □その他（　　）

□３）購入土等がある場合は、受注者は施工計画書に購入先を記載して、監督員に提出する。

□４）購入土等が１工事あたり１，０００m3以上の場合は、受注者は、工事で使用する購入土等を現場に搬入する前に、購入先の採取計画に関する認可書の写しを監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

□４　建設汚泥（泥土）の処理

□１）汚泥（泥土）は、＿＿＿＿＿＿による改良を行い、＿＿＿として再利用する。

□２）改良目標は、国土交通省令の土質区分基準における＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

□３）改良材料等の種類や添加量については設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議するものとする。なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は変更設計の対象とする。

□４）改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は監督員と協議するものとする。

□５　レディーミクストコンクリートの養生

□１）レディーミクストコンクリートの養生は、使用するコンクリートの特性をよく理解し、コンクリート種別、打設時期の日平均気温、打設環境に応じて適切な養生を行うものとし、共通仕様書に示す養生期間を遵守すること。また、コンクリートの運搬、打設計画、養生等の方法について、施工計画書に具体的に明記すること。

本工事におけるレディーミクストコンクリートの養生について検討する項目は以下の☑印のとおり。

コンクリート種別	□　普通ポルトランドセメント	
	□　混合セメントＢ種	□高炉セメントＢ種 1) □フライアッシュセメントＢ種 □シリカセメントＢ種
	□　早強ポルトランドセメント	
気象条件	□　暑中コンクリート(日平均気温が２５℃を超える場合)	
	□　寒中コンクリート(日平均気温が４℃以下になる場合)	□連続して、あるいはしばしば水

	構造物の露出状態	で飽和される部分 2) □普通の露出状態

1) 「高炉セメントコンクリートの特性と施工に関する留意点」は福島県土木部福島県土木部技術管理課ホームページ参照

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouro-semento.html

2) 水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分、及びこれらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが、融雪、流水、水しぶき等のため水で飽和される部分。

□６　塗装工

□１）塗装回数は下塗＿＿＿回、中塗＿＿＿回、上塗＿＿＿回とする。

□２）塗料の種類は下記のとおりとする。

種別及び箇所	細　　別	塗料の種類	目標塗膜厚(μm)
工場塗装 現場塗装	下塗り１層		
	下塗り２層		
	中塗り１層		
	中塗り２層		
	上塗り１層		
	上塗り２層		

□３）素地調整（ケレン）は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

□４）詳細の色彩等については監督員と協議のこと。

□７ 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物施工

□１）受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」により施工する。

□２）受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたり、設計図書等に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」及び「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を採用していない場合は、採用についての協議を行うことが出来る。

□第１２章　その他施工

□１　工法の指定

工法は下記によるものとする。なお、現場条件等により、これにより難い場合は監督員と協議のこと。

工　種	指　定　工　法	備考

□２　建築物又は工作物の解体

石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、当初設計では計上していないため、それらに要した費用については、発注者と受注者が協議の上、設計変更で計上

するものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、福島県工事請負契約約款の関係条項に基づき適切に変更することとする。

□３　重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用

下記の機械については、分解・組立及び輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画で分解・組立を必要としない機種・規格を選定し、使用した場合においても、設計変更の対象としない。

工　　種	機　　種	規　　格

□４　ポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物の使用　**※ 車道および側帯の舗装新設、改築および大規模な修繕（延長 200m 以上の全層打ち換え）を行う工事でポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する場合に記載**

本工事は表層材料に耐流動対策混合物としてポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する工事であり、塑性変形輪数の基準値の適用区分となる道路区分等は以下のとおりである。（該当するものに「○」）

道路区分	舗装計画 (単位1日につき台)	交通量塑性変形輪数 (単位１ﾐﾘﾒｰﾄﾙにつき回)	該当欄
第1種、第2種 第3種第1級及び第2級 第4種第1級	3,000 以上	3,000	
	3,000 未満	1,500	
その他		500	
交差点等耐流動対策混合物として使用		1,500	

□５　植栽工　※ 植栽に係る直接工事費が５０万円以上となる工事の場合に記載

本工事で植栽する樹木等については、植樹保険に加入しなければならない。

また，工事完成届提出時までに，植樹保険付保証明書を提出しなければならない。

□6　鋼橋桁の輸送に要する費用

鋼橋桁については、(例えば東京)からの輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画書で示した鋼橋桁の製作場所が(例えば東京)より近距離である場合、設計変更の対象とする。

□第１３章　ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づく工事箇所

「共通仕様書 土木工事編Ｉ」第１編第１章総則「1-1-3「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い」の規定について、本工事では、特に以下の基本方針の レ印に該当するものについてユニバーサルデザインに配慮した施工をおこなうものとする。

□１　工事を行う基本方針（指針Ｐ１３）

基本方針１　すべての人が　快適　に利用できる施設

□① 特定の人が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設

□② 右利き、左利きに対応した施設

□③ 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設

□④ 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
□⑤ 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
□⑥ 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
□⑦ 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
□⑧ 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
□⑨ 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
□⑩ 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
□⑪ 利用者に不自然な姿勢を強いない施設
□⑫ プライバシーに配慮された施設
□⑬ 天候や季節に左右されない施設
□⑭ 疲れたときに休むことができる施設

基本方針２　すべての人が　簡単　に利用できる施設
□① 使い方を直感的に理解できる施設
□② 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
□③ 必要な情報が容易にわかる施設

基本方針３　すべての人が　安全　に利用できる施設
□① 安全に対する配慮が等しく確保される施設
□② 危険や間違えやすい状況が発生しない施設
□③ 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
□④ 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
□⑤ 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
□⑥ 危険な部分が防護されている施設
□⑦ 四季を通じて安全な施設
□⑧ 災害時や不測の事態が生じても、安全に避難できる施設

基本方針４　さりげなく　美しい　施設
□① 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
□② 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
□③ 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
□④ 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針５　どのような状況にも　柔軟　に対応できる施設
□① できる限り同じ手段で利用できる施設
□② 利用者に応じた使い方が選べる施設
□③ 利用者のペースに合わせることができる施設
□④ 情報がその重要さに応じて提供される施設
□⑤ 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

□２　特に重点をおいて工事する項目・箇所

□第１４章　１日未満で完了する作業の積算

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は、施工実施にあたり、作業量が１日未満で完了するものと見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められた場合に、「１日未満で完了する作業の作業の積算」に基づき積算が出来る工事である。

□第１５章　施工箇所が点在する工事の積算

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。

対象地区：

□第１６章　舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

□第１７章　熱中症対策に関する現場管理費補正試行工事

（詳細は福島県土木部技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は、「熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領」の対象工事である。

☑第１８章　法定外の労災保険の付保

（本章はすべての工事に該当する）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類（証券等）を提出しなければならない。

☑第１９章　異常気象時における現場状況の報告

異常気象時の工事現場における対応について下記のとおりとする。

１　異常気象時等の対象

（１）大雨・洪水等の警報発令時

「工事現場の当該市町村」の気象警報を対象とする。

（２）震度５弱以上の地震時

大熊町内での震度５弱以上を対象とする。

ただし、気象条件及び現場条件等を勘案し、別途、監督員から指示がある場合は震度４の場合も対象とする。

２　パトロール等の実施及び報告の内容について

① 作業中であれば、作業を中止し、現場内及び周辺の状況把握に努める。

② 休工中であれば、必要に応じ２名以上を構成員とする警戒班（巡視員）を出動させて巡回点検

(パトロール)を実施する。

③ 天気予報であらかじめ異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。

④ 危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示する。また、現場状況を把握し、２次災害防止に努める。

⑤ 警報が解除され、作業が再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検する。

⑥ 地震及び津波が発生した後に，作業を再開する前には，建設物，仮設物，資機材，建設機械，電気設備及び地盤，斜面状況等を十分点検する。

⑦ 異常の有無にかかわらず、点検結果を監督員（連絡が取れない場合は、係長又は課長）に適宜に報告する。また、報告方法は、まず電話連絡し、その後ＦＡＸ又はメールする。

３　報告期限について

（１）大雨・洪水等の警報発令時

警報発令後１時間以内及び降雨等の状況等により適宜。

（２）震度５弱以上の地震時

地震発生後１時間以内。

(被害等が甚大でパトロールの実施が困難である場合などはこの限りでない)

☑第２０章　再生資源利用計画書

（本章はすべての工事に該当する）

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

☑第２１章　再生資源利用促進計画書

（本章はすべての工事に該当する）

１　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

２　受注者は、建設発生土の搬出先について、事前に当該工事の搬出先が盛土規制法など各種法令の許可状況等を満たしているか確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果の現場掲示例※福島県土木部技術管理課ホームページ参照）として、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

３　受注者は、建設発生土の搬出先に受領書（※福島県土木部技術管理課ホームページ参照）の交付を求め、その写しを５年間保存し、受領書の写しを完成図書に添付しなければならない。搬出先が県土木部の有償民間受入地の場合、受領書は「公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領」第 9 条の規定によるものとする。（※試行要領は福島県土木部技術管理課ホームページ参照）

４　受注者は、土壌汚染対策法の手続き状況を確認し、確認結果（確認結果の現場掲示例※福島県土木部技術管理課ホームページ参照）を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

☑第２２章　工期内検査

大熊町では、受注者への工事請負代金の早期支払と年度末の履行遅延を防ぐため、建設工事の完成検査は、工期内検査となります。

検査の結果、修正（手直し）が必要となり、完了が工期を超えた場合には、履行遅延となる場合がありますので工程表を作成する際には、検査及び（手直し）期間を考慮して計画を作成し、提出してください。

□第２３章　そ　の　他